

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

シンガポール共和国

食品表示

1. 食品販売法 SALE OF FOOD ACT 食品規則 FOOD REGULATIONS 第 III 部	1
2. 一般表示規則 (第 5 条)	2
3. アレルゲン表示 (第 5 条 第 4 項 (EA)) :	3
4. 日付表示.....	3

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。

アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

シンガポールの食品規格、安全・衛生管理にあたる行政機関は、2019年3月31日まで、国家開発省(Ministry of National Development: MND)にある農業食品畜産庁(Agri-Food and Veterinary Authority: AVA)に集約されていたが、シンガポール農業食品畜産庁(AVA)は、2019年4月1日より、シンガポール食品庁(Singapore Food Agency: SFA)に再編され、食品の安全及び保障を監督する新たな法的機関として、環境水資源省(Ministry of the Environment and Water Resources: MEWR)の下に設立された。

シンガポールでは、食品表示はシンガポール食品庁(SFA)が管轄している。シンガポールにおける食品表示関わる規制の主たる法的根拠は**食品販売法 Sale of Food Act 食品規則 Food Regulations 第III部 第5~14条**に規定されている。

シンガポール食品法では全ての包装済み食品や飲料製品に適切なラベル表示が義務づけられており、シンガポールの食品表示要件については、シンガポール食品庁(SFA)の「食品におけるラベル表示及び広告に関する手引書」(Guide on Food Labelling and Advertisement)を参照すべきである。同手引書の付録IIは、食品ラベルと広告が食品法を遵守していることを確認する方法について、段階的な指示を輸出業者候補者に提供している。

1. 食品販売法 Sale of Food Act 食品規則 Food Regulations 第III部

食品販売法 第283章 セクション56(1)
[SALE OF FOOD ACT, CHAPTER 283, SECTION 56(1)]
食品規則
(Food Regulations, in force from 23/9/2020 to 1/6/2021)

第III部 総則 General provisions

第5条 一般表示規則 General requirements for labelling

第6条 第5条の適用除外 Exemptions from regulation 5

第7条 表示を行う容器 Containers to be labelled

第8条 籠包装の表示 Hampers to be labelled

第8A条 栄養成分表示欄 Nutrition information panel

第9条 虚偽的な、又は誤解を招く記述等の禁止 Prohibition on false or misleading statements, etc., on labels

第9A条 ラベル上の強調表示禁止の適用除外 Exceptions from prohibitions on claims on labels

第9B条 ラベル上の特定な表示或いは強調表示の制限 Limitations on making particular statements or claims on labels

第10条 期限表示 Date marking

第10A条 期限表示の禁止の除去等 Removal, etc., of date marking prohibited

第11条 ビタミン及びミネラル含有に関する強調表示 Claims as to presence of vitamins or minerals

第12条 宣伝における誤解を招く記述 Misleading statements in advertisements

第13条 賞品として提供される食品及び食品器具 Food and appliances offered as prizes

第14条 輸入食品の登録 Imported food to be registered

2. 一般表示規則（第5条）

- (1) 何人も、いかなる包装済み食品に関して、包装済み食品の包装に本規則が要求する全ての詳細を表示したラベルが添付されていない場合には、輸入、宣伝、製造、販売、委託、及び出荷してはならない(第5条 第1項)。
- (2) 本規則において別段の定めがない限り、包装済み食品の全ての包装に関して、包装の人目を引く目立つ位置に、本法及び本規則によって要求される、記述、情報、及び文言を英語で表示したラベルを印字するか、又は確実に添付しなければならない(第5条 第2項)。
- (3) **製品名又は製品説明(第5条 第4項(a)):**
製品の真の性質を示すのに十分な食品や飲料の一般的な名称又は説明(適切な名称がない場合)。
- (4) **食品成分と食品添加物の全てのリスト(第5条 第4項(b)):**
食品成分素材と食品添加物が含まれている割合と重量を降順で表示しなければならない。食品成分や食品添加物と正しく一致、又は許可された一般的な用語を表示しなければならない。国際番号システム(International Numbering System: INS)番号又はE番号は食品添加物の表示に使用することができる。
- (5) **内容量(第5条 第4項(d)):**
パッケージ食品の正味数量は最小数量システム(Minimum Quantity System)または平均数量システム(Average Quantity System)を用いて導き出し、液体食品の場合は体積測定値(例えば、ミリリットル、リットル)、固形食品の場合は正味重量値(例えば、グラム又はキログラム)、または他の測定値をラベルに印刷しなければならない。液体容器に詰められた食品、即ち、水、砂糖と塩の水溶液、果物と野菜のみで缶詰めされた果物と野菜のジュース、又は酢は、単独か組み合わせどちらでも正味重量と水切り重量を表記する必要がある。
- (6) **製造業者、輸入業者、包装業者又は流通業者の名前と住所(第5条 第4項(e)):**
地元産の食品ラベルには、製造業者、包装業者又は販売業者の名前と住所が印刷されていない限り、輸入食品の場合は、ラベルには地元の輸入業者、流通業者又は代理店の名前と住所が表記されていない限り、通信やFAX、郵便局の住所だけでは容認されない。ラベルに表記されている名前は別段の証明がない限り、食品の製造業者、包装業者、地元の販売業者、または輸入業者の名前と推定される。
- (7) **製品の原産国(第5条 第4項(e)):**
輸入食品のラベルは原産国の名前が含まれていなければならない。市、町または州の名前だけでは原産国を示すものとして認められない。
- (8) **ラベルの文字サイズ(第5条 第6項):**
一般的に、製品情報に関する情報を消費者に提供する文字は、高さ1.5ミリメートル以上の文字で印刷されていない限り、なければならない。
- (9) **表示が必要な容器(第5条第7項):**
食品がパッケージ以外の容器で販売されている場合は、販売者は食品が保存されている容器に、製品の名前、説明、成分リスト、内容量または容積、および製造業者、輸入業者、包装業者または流通業者の名前と住所を購入者が目に見えるラベルや記述で添付しなければならない。

表示が必要なカゴ(Hampers): パッケージ・容器の一部からなる包装済み食品の品物は、包装業者の名前と事業所の住所(英語表記)がラベルに表示されているか印がつけられている、またはパッケージ・容器にしっかりと添付されているならば、単一の商品として販売が許可されている。

3. アレルゲン表示 (第 5 条 第 4 項 (ea)) :

過敏症の原因として知られている食品や成分の表示。食品規制の規則第 5 条 第 4 項では、過敏症の原因として知られている食品及び成分は、成分・添加物又は複合成分の成分として存在する場合、表示が命じられている。表示すべき食品と成分は以下の通りである:

- グルテンを含む穀類。このグループは、小麦、ライ麦、大麦、オーツ麦、スペルト小麦、又はそれらの交雑系統、及びそれらの製品を含む。
- 甲殻類及び甲殻類製品。このグループは、ザリガニ(crayfish)、車エビ(prawns)、エビ、ロブスター、カニ、及びそれらの製品を含む。
- 卵及び卵製品。このグループは、産卵鶏の卵や、鴨、七面鳥、ウズラ、ガチョウ、ホロホロ鳥の卵、及びそれらの製品を含む。
- 魚類及び魚介類製品。このグループは、カキ、二枚貝(clams)、ホタテ等の軟体動物、及びそれらの製品を含む。
- ピーナッツ、大豆及びそれらの製品。ピーナッツは「落花生」などの類似語を使用して表示できる。大豆は「soya」又は「soy」等の用語を用いることができる。
- 乳及び乳製品(乳糖を含む)。このグループは、牛、水牛、ヤギの乳、及びそれらの製品を含む。
- 木の実及びナッツ製品。このグループは、アーモンド、ヘーゼルナッツ、くるみ、カシューナッツ、ペカンナッツ、ブラジルナッツ、ピスタチオナッツ、マカダミアナッツ、及びそれらの製品を含む。
- 10mg/kg 以上の亜硫酸塩。

4. 日付表示

期限表示(expiry date)は、食品のラベルに示された保存条件に従って保存された場合、その食品が通常の性質及び品質を保持できなくなる日以降の日付として食品規制で定義されている。食品の期限表示(expiry date)は次のいずれかの方法で示さなければならない(第 10 条 第 2 項 (a), (b), (c) 及び(d))。

- (a) 消費期限 (USE BY: 日、月、年を挿入)
- (b) 販売期限 (SELL BY: 日、月、年を挿入)
- (c) 消費期限 (EXPIRY DATE: 日、月、年を挿入)
- (d) 賞味期限 (BEST BEFORE: 日、月、年を挿入)

表示されている日付の有効性が保管次第である場合、食品の保管方法をラベルまたは容器に記載しなければならない。例: 「賞味期限 JAN 30, 2012 乾燥した涼しい場所で保管」(第 10 条 第 3 項)。

期限情報は一般的な表示要件とともに、容器に永久に表記またはエンボス加工し、高さ 3 ミリメートル以上の文字で印刷する必要がある(第 10 条 第 4 項)。

別表 2 第 8 項(チルド品)にある包装済み食品が生鮮食品である場合、次のいずれかの方法で包装した日付を記載すれば十分である(第 10 条 第 5 項)。

- 包装日 “PACKING DATE (日、月、年を挿入)”
- 包装日 “PACKED ON (日、月、年を挿入)”
- 包装日 “PKD (日、月、年を挿入)”

生ものには(a)生の肉、(b)生のミンチ、又は刻んだ肉、(c)生の臓器、(d)生の魚、(e)生の甲殻類、(f)生の貝類が含まれるが、塩漬け、塩漬け肉又は漬けられた肉、燻製肉、ハンバーガー肉や他のバーガー肉、ソーセージ肉、燻製魚、

つみれ、かまぼこなどの加工又は製造された食品は含まれない(第 10 条 第 6 項)。